

議案第25号

がんばる守口助け合い基金条例の一部を改正する条例案

がんばる守口助け合い基金条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年2月17日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

がんばる守口助け合い基金条例の一部を改正する条例

がんばる守口助け合い基金条例（令和2年守口市条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等及び同法附則第1条の2第1項に規定する<u>新型コロナウイルス感染症</u>をいう。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。